

社会福祉法人高知慈善協会 行動計画 (女性活躍推進法)

女性が出産後育児休業を取得することにより一定期間を子育て等のため休業し、更に子の養育を容易にするための勤務時間短縮等の制度を受けることにより、心身ともに健全な状態で職務に復帰できますよう、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

○目標 産前・産後休業の取得者のうち、育児休業を取得する者の割合は100%で推移しているが、そのうち勤務時間短縮等の制度を受けた者は、令和3年度までの3年間での割合は50%の実績となっている。今後この割合が90%となることを目標とする。

○取組内容 高知慈善協会に勤務する職員で、令和元年度から令和3年度の間において、産前・産後休業の取得者のうち育児休業を取得した者の割合が100%の実績となっている。

これは、産休、育休取得者の周囲の職場職員の協力・支援があつてのことであり、引き続き職場職員の皆様の協力・支援をお願いしますとともに、今後は更に、勤務時間短縮等の制度を受ける者の割合を、令和3年度までの3年間での実績50%から90%とすることを目標として取り組むこととします。

なお、令和4年度からは、産休、育休、勤務時間短縮等の制度の取得希望者からの相談窓口も設け、取り組んでまいります。

女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合】

令和6年4月1日現在

| | 男性 | 女性 | 計 |
|-------|-------|-------|------|
| 管理職員数 | 3 | 5 | 8 |
| 割合 | 37.5% | 62.5% | 100% |

※ 管理職員とは、施設長又は事務局次長以上の管理的立場にある者をいう。